

平成 26 年 11 月 11 日

各 位

会社名 セイノーホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田口 義隆  
(コード番号 9076 東証第 1 部、名証第 1 部)  
問合せ先 経理部・財務 IR 部 統括部長 野津 信行  
(TEL. 0584-82-5023)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 27 年 3 月 1 日 (日)

(ご参考) 平成 27 年 3 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

| 現行定款   | 変更後   |
|--|---|
| <p>(単元株式数)<br/>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>【新設】</p> | <p>(単元株式数)<br/>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>(附則)</u><br/><u>第1条 第7条の変更は、平成27年3月1日をもってその効力を生じるものとする。</u><br/><u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生日をもって削除する。</u></p> |

(3) 変更の効力発生日

平成27年3月1日(日)

以上